

# 裁 決 書

A horizontal row of 15 empty circles, used for a dot-to-dot activity.

審查請求人 ○○ ○○

横浜市中区本町 6 丁目 50-10

处分序 横浜市長 山中 竹春

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 理由

## 第1 事案の概要

本件審査請求は、令和〇年〇月〇日に審査請求人が本件道が2項道路であるかどうかの判定を処分庁に求めて「建築基準法にかかる道路相談票」を処分庁に提出したため、処分庁が〇年〇月〇日付けで「建築基準法にかかる道路審議票」（審査請求書において「道路種別判定審議票（〇〇〇〇〇）」と記載されているもの。以下「本件審議票」という。）の決裁をして、その結果を審査請求人に伝えたところ、審査請求人が、本件審議票により本件道が2項道路であると判定されたこと等を不服として、その取消しを求めた事案である。

## 第2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書のとおりであるが、その要旨は、次の

とおりである。

## 1 審査請求の趣旨

- (1) 本件道が 2 項道路及び 4 メートルの道路であるとする判定の取消しを求める。
- (2) 法第 43 条第 1 項の「接道義務」違反にもかかわらず認可したことの審査

## 2 審査請求の理由

- (1) 処分の根拠とされた旧地形図の該当地点の特定ができず、法第 42 条第 2 項に基づく道路の判断資料として不適切である。また、地形図は別の場所と判断できる。
- (2) 説明に用いられた地形図上の実線・破線の意味が行政の説明と一致しておらず、住民に対する説明義務に違反している。
- (3) 昭和 25 年 11 月 23 日時点において、当該道路としている部分には「建物の立ち並び」が存在せず、法上の指定要件を満たしていない。
- (4) 以上の点から、本件 2 項道路及び 4 メートルの道路ありとの判定は、事実誤認及び法令解釈の誤りに基づく違法な行政処分であり、取り消されるべきである。
- (5) 審議票資料の中に幅員 4 メートルの道路とされている場所については道路ではなく宅地であるため、資料が間違っている。
- (6) 本件取消しを求める処分の効力が存続することによって、審査請求人が生活上の重大な不利益を受け、土地の使用収益権の制限、資産価値の低下による財産権、所有権の侵害となる。

## 第 3 当審査会の判断

### 1 審査請求の趣旨(1)について

- (1) 本件道が 4 メートルの道であるとする判定について  
審査請求人は、審査請求の趣旨(1)において、本件道が 4 メートルの道であるとする判定行為の存在を前提として、その取消しを求めている。しかしながら、本件審議票には、本件道を 4 メートルの道であると判定した旨の記載はなく、対象となる判定行為自体が存在していない。よって、当該部分は不適法である。

- (2) 本件道を 2 項道路と判定した行為（以下「本件判定行為」という。）について

ア 法第94条第 1 項は、「建築基準法令の規定による特定行政府・・・の処分・・・についての審査請求は、・・・建築審査会に・・・対し

てするものとする。」と規定し、当審査会の審査対象を特定行政庁の行為のうちの「処分」に限定している。

ここにいう「処分」とは、行政庁が法律に基づき行う公権力の行使に当たる行為であり、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁）をいう。

そこで、本件審査請求における内容の当否を検討する前提として、本件審議票における本件判定行為が上記「処分」に当たるか否かが問題となる。

イ 特定行政庁が法第42条第2項により道路に指定する方法としては、個別の道について同条項上の道路として指定するいわゆる「個別指定」の方法と、一定の要件を満たす道を一括して同条項上の道路に指定する「一括指定」の方法とがある。横浜市内の道については、昭和25年11月23日、神奈川県知事が一括指定の方法により2項道路に指定している。本件道も昭和25年11月23日に一括指定により2項道路と指定されたことになる。

法は一括指定により2項道路の指定を行う方法を許容しており、一括指定により2項道路指定の法的効果が生じるものと解される。一括指定により2項道路の指定の効果が生じるものと解する以上、このような指定の効果が及ぶ個々の道は2項道路とされ、その敷地所有者は当該道路につき道路内の建築等が制限され（法第44条）、私道の変更又は廃止が制限される（法第45条）等の具体的な私権の制限を受けることになる。そうすると、特定行政庁による2項道路の指定は、一括指定の場合であっても、個別の土地についてその本来的な効果として具体的な私権制限を発生させるものであり、個人の権利義務に対して直接影響を与えるものということができる。

よって、一括指定の方法による2項道路の指定は「処分」に当たると解される（最判平成14年1月17日民集56巻1号1頁）。

ウ 上記のとおり、本件道は、昭和25年11月23日の時点において、一括指定の方法により2項道路とされ、具体的な私権の制限を受ける処分がなされている。

他方、本件判定行為は法律上の根拠が存在する制度ではなく、また、先行する一括指定処分を前提に、特定行政庁における本件道の道路種別の認識や取扱いを事実上回答する行為に過ぎず、新たに直接国民の

権利義務を形成したまゝはその範囲を確定する効力を生じさせるものではない。

よって、本件判定行為は、事実上の行為に過ぎず、法第94条第1項に規定する「处分」には該当しない。

## 2 審査請求の趣旨(2)について

審査請求人は「法第43条第1項の『接道義務』違反にもかかわらず認可したことの審査」を求めており、本件においては、何らかの認可がなされたものではなく、請求の趣旨としては不適法である。

## 3 審査請求の教示について

審査請求人は、審査請求書第6項において、「『本件处分に不服があるときは、この处分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。』との教示がありました。」と記載しているが、「建築基準法にかかる道路相談票」に基づく回答や本件審議票の道路種別判定に関しては、教示は制度上予定されていないことを付言する。

## 4 結論

以上のとおり、審査請求人による本件審査請求は不適法であるので、その余の主張について判断するまでもなく行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

## 第4 口頭審査の不実施

なお、法第94条第3項は、「建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人・・・の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。」と定めているところ、本件審査請求は、前述のとおり行政不服審査法第24条第2項に基づき却下するため、口頭審査は実施しないものとした。

令和7年11月21日

横浜市建築審査会  
会長 大関 亮子

## 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に国土交通大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。